

# この見開きを抜き取って一年間ご活用ください。 ぜひ事業所の皆さんでご回覧ください！

## こんなとき保険給付が受けられます

～板金業に従事する皆様の疾病予防と健康の保持増進のため次の事業に取り組んでいます～



仕事以外の病気やけがで医師の診療を受けるときは、マイナ保険証等を提示すると診療、薬、手術等の治療が受けられますが、その他に入院、出産や死亡があったときに申請により給付が受けられます。

こんなとき↓	給付の種類	申請に必要な書類
1か月の自己負担額が限度額を超えたとき	高額療養費	①申請書(組合より送付)②領収書
「限度額適用認定証」が必要なとき		①申請書
やむを得ない事情でマイナ保険証等を提示できず、自費診療を受けたとき	療養費	①申請書  ②領収書③レセプト(写)
医師の指示によりコルセット等を作ったとき		①申請書  ②医師の意見書(原本)③領収書(装具制作会社)
海外で病気やけがで診療を受けたとき		①申請書  ②領収明細(翻訳添付)③診療内容明細書(翻訳添付) ④パスポート(写)⑤調査同意書
はり、きゅう、あん摩マッサージの施術を受けたとき ※医師が治療上必要と認めたとき		①申請書  ②領収書③レセプトの写し
子どもが生まれたとき	出産育児一時金 1児につき50万円 ・出産祝金 1児につき3万円	①申請書  ②出産を証明する書類(住民票・母子手帳(写)・出産証明書等)③出産費用の領収書・明細書④直接支払制度を利用しない方…合意文書 ※出産祝金は同時に申請
組合員が出産したとき	出産手当金 1日につき4,000円 (最大80日)	①申請書  ②出産を証明する書類(住民票・母子手帳(写)・出産証明書等) ※出産育児一時金・出産祝金と併せて申請
死亡したとき	葬祭費 組合員 10万円 家族 7万円	①申請書  ②死亡を証明する書類(死亡診断書・住民票除籍抄本等)③葬祭を行った者を確認できる書類(会葬礼状(写)、埋葬許可書等)
組合員が入院したとき ※入院4日目から支給	傷病手当金 1日につき4,000円 (5年間で最大180日支給)	①申請書  (医師の証明欄記入)

健康診断を受けたとき 年度内に1・2・3のいずれか1回のみです	補助額	対象の方・手続書類
1 健康診断助成金	15,000円を限度	全年齢の組合員・配偶者 ①健康診断結果(写)②領収書(写) ③問診票(40～70歳の方のみ)
2-1 特定健診 (組合より受診券を対象者に送付)	特定健診費用	40歳以上の組合員・配偶者・家族
2-2 特定健診追加メニュー助成金	7,000円を限度 特定健診基本項目の他追加した項目に対して	40歳以上の組合員・配偶者 ①健康診断結果(写)②領収書(写)③問診票
3 節目健診	実費の1/2 (50,000円を限度)	40、45、50、55、60、65歳に達する組合員 ①健康診断結果(写)②領収書(写)③問診票
がん郵送検査 (組合より申込ハガキを対象者に送付)	検査費用	大腸がん：40歳以上の組合員・配偶者・家族 子宮けいがん：20歳以上の組合員・配偶者・家族(2年に1回、偶数年齢に達する年度のみ)
インフルエンザ予防接種を受けたとき	2,000円 (12歳以下の方が2回接種した場合は4,000円)	0歳から64歳の組合員・配偶者・家族 ①申請書  ②領収書(コピー可)

保存版

# 令和8年度 全板国保の事業案内



昭和45年7月に設立された建築板金業単独で組織する組合です。

詳しくは全板国保のホームページをご覧ください

## こんなときは14日以内に届けましょう！



マークのある届け出等には個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認が必要です。

↓ マークのある用紙はホームページからダウンロードできます。



マイナ保険証を利用しよう

こんなとき↓		届け出に必要な書類
組合員	個人事業所に加入するとき	①新規加入申込書②世帯全員の住民票※③自己申告書④本来的な国民健康保険の対象者であることの申告書
	法人事業所に加入するとき	①新規加入申込書②世帯全員の住民票※③自己申告書④健康保険被保険者適用除外申請書(写)⑤健康保険被保険者適用除外承認証(写)
家族	子どもが生まれたとき、転入、転居、世帯合併したとき	①資格取得届 ↓ ②世帯全員の住民票※
	勤め先の会社を退職したとき	①資格取得届 ↓ ②世帯全員の住民票※③社会保険資格喪失証明書
	生活保護解除になったとき	①資格取得届 ↓ ②世帯全員の住民票※③生活保護解除証明書
	他の国保組合の資格を喪失したとき	①資格取得届 ↓ ②世帯全員の住民票※③国保組合資格喪失証明書

※住民票は、申込日または届出日から3か月以内に発行したものを提出してください。個人番号の記載は不要です。

組合員	組合員が健康保険等に加入したとき		①脱退届②健康保険等(社会保険)の資格取得証明書(資格情報のお知らせ又は資格確認書(写)可)
	従業員が退職したとき	個人事業所の場合	①脱退届②退職証明書
		法人事業所の場合	①脱退届②厚生年金被保険者資格喪失確認通知書(写)
脱退する時	市町村国保、他の国保組合へ加入予定のとき		①脱退届 添付書類はありません
家族	家族が転出、転居、世帯分離したとき		①資格喪失届 ↓ ②住民票の除票または転出(転居)先の住民票
	家族が就職したとき		①資格喪失届 ↓ ②社会保険資格取得証明書(資格情報のお知らせ又は資格確認書(写)可)
	生活保護開始したとき		①資格喪失届 ↓ ②生活保護開始証明書
	亡くなったとき		①資格喪失届 ↓ ②死亡診断書等、死亡を証明する書類
変更	住所・氏名に変更があったとき		①変更届 ↓ ②世帯全員の住民票
その他	就学のために親元を離れ住民票を移したとき		①遠隔地就学者該当届 ↓ ②該当年度(4月1日以降)在学証明書
	資格確認書を紛失したとき		再交付申請書 ↓

事業所	住所・名称に変更があったとき		①変更届 ↓ ②謄本など変更された事項がわかるもの
	業種が変わったとき	個人から法人へ	①変更届 ↓ ②登記簿謄本(写)③健康保険被保険者適用除外申請書(写)④健康保険被保険者適用除外承認証(写)
		法人から個人へ	①変更届 ↓ ②解散登記をした登記簿謄本(写)③本来的な国民健康保険の対象者であることの申告書
従業員5人未満から5人以上へ		①変更届 ↓ ②被保険者適用除外申請書(写)③健康保険被保険者適用除外承認証(写)	

### 出産する方の産前産後期間保険料免除

母子手帳を受け取ったとき	①産前産後期間の保険料免除措置届出書 ↓ ②出産予定日を確認できる書類
--------------	-------------------------------------



**全板国保日誌**

2月12日 理事会(板金会館)

2月16日 高額医療費  
共同事業運営委員会  
(オンライン) 田中  
事務局長

2月19日 国保組合連  
絡協議会(オンライン)  
田中事務局長

2月27日 第114回  
通常組合会(オンラ  
イン)

## 4月分保険料 口座振替日のお知らせ

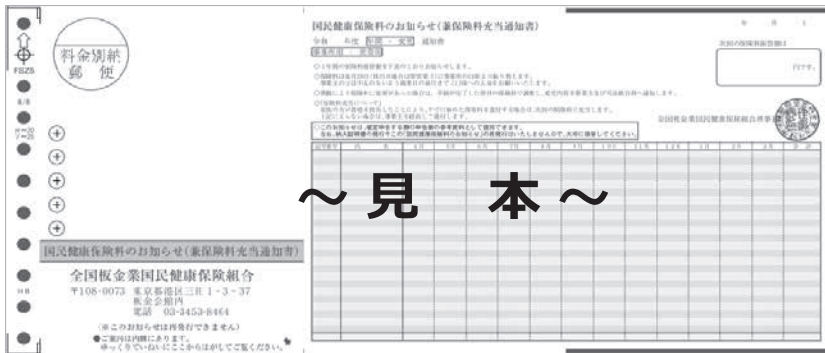
**4/28(火)**

口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。  
保険料は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。



## 令和8年度 「国民健康保険料のお知らせ」 送付します!!

令和8年4月中旬に圧着ハガキを  
ご加入世帯と事業所に送付します



～見本～

**注意** 保険料のお知らせを紛失されても、**再発行は  
できません。**大切に保管してください。

- 令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の各月の保険料額のお知らせです
- 世帯に異動があった時は、その都度送付します
- この「保険料のお知らせ」は、確定申告の際、参考資料としてご使用いただけます

## 事業主のみなさまへ

# 保険料の振替日は 毎月28日※です!

※土日祝日の場合は翌営業日になります



全板国保は、みなさまに納めていただいた保険料と、国からの補助金等で事業運営されています。

保険料は、全板国保の大切な財源であり、  
**医療費の支払いや傷病手当金等の給付金、  
健康診断助成金等に使用されます。**



しっかりと保険料を納めましょう!!



保険料を納期から3ヵ月以上滞納した場合、  
当組規約に基づく除名処分の対象となります。



振替日の前日までに、登録の銀行口座へ  
ご入金・ご確認をお願いいたします

# 令和8年度保険料/月額

### 保険料(医療分+後期支援金分) [据置き]

事業主 組合員	年齢区分 ※注1	個人事業所 ※注2	法人事業所	従業員 組合員	年齢区分 ※注1	月額
	65歳以上 (昭和36年4月1日以前生まれの方)	27,700円	27,900円		55歳以上 (昭和46年4月1日以前生まれの方)	22,500円
55歳～64歳 (昭和36年4月2日～昭和46年4月1日生まれの方)	27,600円	27,800円	45歳～54歳 (昭和46年4月2日～昭和56年4月1日生まれの方)	22,400円		
45歳～54歳 (昭和46年4月2日～昭和56年4月1日生まれの方)	27,500円	27,700円	35歳～44歳 (昭和56年4月2日～平成3年4月1日生まれの方)	22,300円		
35歳～44歳 (昭和56年4月2日～平成3年4月1日生まれの方)	27,400円	27,600円	25歳～34歳 (平成3年4月2日～平成13年4月1日生まれの方)	22,200円		
35歳未満 (平成3年4月2日以降生まれの方)	27,300円	27,500円	20歳～24歳 (平成13年4月2日～平成18年4月1日生まれの方)	15,100円		
			20歳未満 (平成18年4月2日以降生まれの方)	9,100円		
<b>家族 ※注3</b>		6,700円				

上記金額に含まれる後期支援分保険料は3,200円です。

※注1:組合員の年齢区分は、4月1日現在の年齢に基づきます(年度内に年齢区分は変わりません)。

※注2:常時従業員を5人以上使用している個人事業主は、法人事業所の金額です。

※注3:家族5人目以降の医療分保険料と後期支援金分保険料は無料です。ただし、介護保険料及び子ども・子育て支援金分保険料は無料にはなりません。

保険料シミュレーションは  
こちらから↓



### 介護保険料(40歳から64歳までの方※注4) [据置き]

4,200円

※注4:40歳到達月から65歳到達月の前月までです。到達月とは、誕生日の前日が属する月を指します。  
65歳以上の方は市区町村に納めます。

### 【新設】子ども・子育て支援金分保険料(18歳以上の方※注5)

500円

※注5:4月1日現在の年齢に基づきます。

### 後期高齢者組合員(75歳以上の組合員) [据置き]

500円